

波及効果，次世代ディスプレイの製造・販売及び観光行政等を調査するための調査研究費として支出されたものであることが認められる。そして，議員の調査研究活動は市政全般に及ぶものであるから，その対象も多岐にわたるものであり，その方法の選択に当たっても，政務調査費の意義に鑑みると，議員の自主性・自律性が尊重されるべきである。そうすると，上記調査の内容は，いずれも調査研究活動の対象に含まれるというべきであり，上記視察は，調査研究活動の方法としても相当であるといえるから，上記支出は，調査研究活動として利用されたものであると認めるのが相当である。

したがって，上記支出が，調査研究活動以外の活動に利用されたことを推認させる一般的，外形的事実の存在を認めるに足りる的確な証拠はなく，原告の主張はその裏付けを欠く。

以上によれば，上記支出が，本件用途基準に合致しない違法な支出であるとは認められず，原告の主張は，採用することができない。

イ 調査研究費（会費その他）（総番号369ないし376）

（ア）補助参加人市民フォーラム仙台に係る支出（総番号369，370）

a 証拠及び弁論の全趣旨によれば，前記ア(イ)a(c)に係る視察の際の経費として合計2万1600円が政務調査費から支出されたことが認められる。

b 上記認定事実によれば，上記支出は，観光行政を調査するための調査研究費として支出されたものであることが認められる。そして，議員の調査研究活動は市政全般に及ぶものであるから，その対象も多岐にわたるものであり，その方法の選択に当たっても，政務調査費の意義に鑑みると，議員の自主性・自律性が尊重されるべきである。そうすると，上記調査の内容は，いずれも調査研究活動の対象に含まれるというべきであり，上記視察は，調査研究活動の方法としても相当で

あるといえるから、上記支出は、調査研究活動として利用されたものであると認めるのが相当である。

したがって、上記支出が、調査研究活動以外の活動に利用されたことを推認させる一般的、外形的事実の存在を認めるに足りる的確な証拠はなく、原告の主張はその裏付けを欠く。

以上によれば、上記支出が、本件用途基準に合致しない違法な支出であるとは認められず、原告の主張は、採用することができない。

(イ) 安孫子議員に係る支出（総番号371ないし375）

a 証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(a) 安孫子議員は、仙台市博物館のリニューアル後の常設展展示内容及び来館状況を調査するため、同館を視察し、その入館料400円が政務調査費から支出された（丙F20）。

(b) 安孫子議員は、観光行政等について調査するため、「ふるさと祭り東京」を視察し、その入場料1200円が政務調査費から支出された（丙F18、丙F19）。

(c) 安孫子議員は、観光行政等について調査するため、青森県観光物産館、青森市港湾文化交流施設及び青森市文化観光交流施設を視察し、その入場料として合計1700円が政務調査費から支出された（丙F20、丙F21）。

b 上記認定事実によれば、上記支出は、観光行政等を調査するための調査研究費として支出されたものであることが認められる。そして、議員の調査研究活動は市政全般に及ぶものであるから、その対象も多岐にわたるものであり、その方法の選択に当たっても、政務調査費の意義に鑑みると、議員の自主性・自律性が尊重されるべきである。そうすると、上記調査の内容は、いずれも調査研究活動の対象に含まれるというべきであり、上記視察は、調査研究活動の方法としても相当

であるといえるから、上記支出は、調査研究活動として利用されたものであると認めるのが相当である。

したがって、上記支出が、調査研究活動以外の活動に利用されたことを推認させる一般的、外形的事実の存在を認めるに足りる的確な証拠はなく、原告の主張はその裏付けを欠く。

以上によれば、上記支出が、本件用途基準に合致しない違法な支出であるとは認められず、原告の主張は、採用することができない。

(ウ) 岡本議員に係る支出（総番号376）

a 証拠及び弁論の全趣旨によれば、岡本議員は、災害対策等について調査するため、阪神・淡路大震災記念「人と防災未来センター」を視察し、その入館料480円が政務調査費から支出されたことが認められる（丙F23）。

b 上記認定事実によれば、上記支出は、災害対策等を調査するための調査研究費として支出されたものであることが認められる。そして、議員の調査研究活動は市政全般に及ぶものであるから、その対象も多岐にわたるものであり、その方法の選択に当たっても、政務調査費の意義に鑑みると、議員の自主性・自律性が尊重されるべきである。そうすると、上記調査の内容は、いずれも調査研究活動の対象に含まれるというべきであり、上記視察は、調査研究活動の方法としても相当であるといえるから、上記支出は、調査研究活動として利用されたものであると認めるのが相当である。

したがって、上記支出が、調査研究活動以外の活動に利用されたことを推認させる一般的、外形的事実の存在を認めるに足りる的確な証拠はなく、原告の主張はその裏付けを欠く。

以上によれば、上記支出が、本件用途基準に合致しない違法な支出であるとは認められず、原告の主張は、採用することができない。

ウ 研修費（旅費規程による出張）（総番号 377ないし 407）

(ア) 原告は、旅費条例に基づいて支出された旅費のうち実費との差額である 1割が違法であると主張するが、当該主張を採用することができないことは、前記 1(3)において説示したとおりである。

(イ) 民主党東北地方自治体議員フォーラム研修会参加に係る経費（総番号 381, 388, 392, 394, 399）

a 証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(a) 安孫子議員、岡本議員、小野寺健議員、木村議員及び佐藤わか子議員は、民主党東北地方自治体議員フォーラム研修会に参加するため、1泊2日で青森県に出張し、その旅費等として合計 17万2600円が政務調査費から支出された（丙F24, 丙F25, 丙F117）。

(b) 上記研修会の対象者は、地方自治体議員、議員秘書等並びに政策に関心のある個人及び団体等であり、上記研修会の内容は、被災4県の復興状況報告、復興大臣による基調講演、交流会及びエネルギー政策や産業・雇用政策をテーマとする分科会が行われた（甲F1, 丙F24, 丙F25, 丙F117）。

b 上記認定事実によれば、上記研修会においては、被災4県の復興状況報告、復興大臣による基調講演及びエネルギー政策や産業・雇用政策をテーマとする分科会が行われたこと認められることからすると、上記研究会への参加は、調査研究活動としての側面を有するものと認められる。

他方、上記研修会は、対象者を民主党所属の議員に限定してはいないものの、「民主党東北地方自治体議員フォーラム研修会」と題され、交流会も行われたことが認められることからすると、上記研修会に参加する議員等は、おのずと民主党所属の議員、関係者及び支援者等に

限られ、上記研修会は、政党内の懇親を図り、あるいは、政党としての政策を共有するなどの政党活動の側面をも有するものと認められる。

これに対し、被告らは、上記研修会への参加は、いずれも専ら調査研究活動であって、上記支出は、調査研究活動のみに利用されたものであると主張する。

しかしながら、上記研修会の性質を踏まえると、被告らの主張は採用することができない。

したがって、上記支出のうち各支出の2分の1を超える額の合計である8万6300円が、本件用途基準に合致しない違法な支出であると認められ、補助参加人市民フォーラム仙台の不当利得に当たる。

(ウ) 東京地域科学研究会への参加に係る経費（総番号400）

a 証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(a) 佐藤わか子議員は、東京地域科学研究会に参加するため、東京都に出張し、その旅費等として3万1660円が政務調査費から支出された（丙F26）。

(b) 上記研究会において、地域生活交通のサービス産業化、路線バス事業の新経営戦略についての講演が行われた（丙F26、丙F27）。

b 上記認定事実によれば、上記支出は、交通サービス等を調査するための研修費として支出されたものであることが認められる。そして、議員の調査研究活動は市政全般に及ぶものであるから、その対象も多岐にわたるものであり、その方法の選択に当たっても、政務調査費の意義に鑑みると、議員の自主性・自律性が尊重されるべきである。そうすると、上記調査の内容は、いずれも調査研究活動の対象に含まれるというべきであり、上記視察は、調査研究活動の方法としても相当であるといえるから、上記支出は、調査研究活動として利用されたものであると認めるのが相当である。

したがって、上記支出が、調査研究活動以外の活動に利用されたことを推認させる一般的、外形的事実の存在を認めるに足りる的確な証拠はなく、原告の主張はその裏付けを欠く。

以上によれば、上記支出が、本件用途基準に合致しない違法な支出であるとは認められず、原告の主張は、採用することができない。

エ 研修費（会費その他）（総番号408ないし412）

(ア) 会派基本政策打合せに係る経費（総番号408，409）

a 証拠及び弁論の全趣旨によれば、市政の現状を踏まえ、補助参加人市民フォーラム仙台における会派基本政策の検証と見直しを行う内容の研修会を開催し、その経費として合計4万4352円が政務調査費から支出されたことが認められる（丙F28，丙F29，丙F118，丙F119）。

b 上記認定事実によれば、上記研修会は、市政の現状を踏まえ、補助参加人市民フォーラム仙台における会派基本政策の検証と見直しを行う内容のものであったことが認められる。そうすると、上記研究会への参加は、専ら調査研究活動であり、上記支出は、専ら調査研究活動に利用されたものであると認められる。

これに対し、原告は、上記研究会への参加は、会派の意思統一のための活動に当たるものであるから、調査研究活動以外の側面をも併せ持つものである旨主張する。

しかしながら、会派基本政策の検証と見直しは、市政に関する調査結果を踏まえてこれを市政に反映するための調査研究活動そのものであるから、調査研究活動以外の側面をも併せ持つものであるとは認められない。

したがって、上記支出が、調査研究活動以外の活動に利用されたことを推認させる一般的、外形的事実の存在を認めるに足りる的確な証

拠はなく、原告の主張はその裏付けを欠く。

以上によれば、上記支出が、本件用途基準に合致しない違法な支出であるとは認められず、原告の主張は、採用することができない。

(イ) 民主党東北地方自治体議員フォーラム研修会参加に係る経費（総番号410ないし412）

a 証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(a) 前記ウ(イ)a(a)に係る研修会の参加費として1万5000円が政務調査費から支出された（丙F24，丙F25，丙F117）。

(b) 上記研修会の対象者は、地方自治体議員、議員秘書及び政策に関心のある個人・団体等であり、上記研修会の内容は、被災4県の復興状況報告、復興大臣による基調講演、エネルギー政策や産業・雇用政策をテーマとする分科会及び交流会（懇親会）が行われた（丙F24，丙F25，丙F117）。なお、交流会の会費は、上記支出には含まれていない（証人日下富士夫5頁）。

b 上記認定事実によれば、上記研修会においては、被災4県の復興状況報告、復興大臣による基調講演及びエネルギー政策や産業・雇用政策をテーマとする分科会が行われたこと認められることからすると、上記研究会への参加は、調査研究活動としての側面を有するものと認められる。

他方、上記研修会は、対象者を民主党所属の議員に限定してはいないものの、「民主党東北地方自治体議員フォーラム研修会」と題され、交流会も行われたことが認められることからすると、上記研修会に参加する議員等は、おのずと民主党所属の議員、関係者及び支援者等に限り、上記研修会は、政党内の懇親を図り、あるいは、政党としての政策を共有するなどの政党活動の側面をも有するものと認められる。

これに対し、被告らは、上記研修会への参加は、いずれも専ら調査

研究活動であって、上記支出は、調査研究活動のみに利用されたものであると主張する。

しかしながら、上記研修会の性質を踏まえると、被告らの主張は採用することができない。

したがって、上記支出のうち各支出の2分の1を超える額の合計である7500円が、本件用途基準に合致しない違法な支出であると認められ、補助参加人市民フォーラム仙台の不当利得に当たる。

オ 資料作成費（総番号413ないし468）

(ア) コピー代（総番号413ないし415、417、419、422、423、425ないし429）

a 証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(a) 会派控室で使用されるコピー機に係るコピー代として合計29万2132円が政務調査費から支出された。

(b) 補助参加人市民フォーラム仙台においては、同代表であった日下議員作成に係る平成23年8月28日付け「会派控室の適切な使用について」と題する所属議員全員の申合せにより、会派控室を「1 各議員の後援会活動 2 各級の選挙活動 3 政党活動 4 その他、会派が不適切と判断した活動」に使用することを禁止している（丙F1）。

(c) 補助参加人市民フォーラム仙台は、民主党所属の議員を中心とする会派であるが、無所属の議員も2名含まれていた。

b コピー代については、コピー機が幅広い目的に適宜使用されることを踏まえると、一般的、外形的な事実から、調査研究活動以外の活動にも利用されることが推認される。そうすると、上記支出についても、調査研究活動以外の活動にも利用されることが推認される。

これに対し、被告らは、上記コピー機は、専ら調査研究活動に使用



されたものであって、上記支出は、調査研究活動のみに利用されたものであると主張する。そして、上記認定事実によれば、補助参加人市民フォーラム仙台は、所属議員全員の申合せによって、会派控室を後援会活動、選挙活動及び政党活動に使用することを禁止していることが認められ、上記申合せ内容を踏まえると、会派控室は主に議員の調査研究活動のために利用されていたことがうかがわれる。

しかしながら、上記コピー代が使用された具体的な内容は明らかでない上、議員らが自らの判断に基づいて上記申合せによる区別をしていたにすぎず、補助参加人市民フォーラム仙台は広報紙の作成を一律に専ら調査研究活動であると位置付けているものの、当該位置付けは、当裁判所の判断枠組みと必ずしも整合するものとはいえない。そうすると、被告らにおいて、上記支出に関し、調査研究活動のみに利用されたこと又は調査研究活動に利用された割合とそれ以外の活動に利用された割合について客観的資料に基づく反証がなされているとはいえない。

したがって、上記支出のうち各支出の2分の1を超える額の合計である14万6062円が、本件用途基準に合致しない違法な支出であると認められ、補助参加人市民フォーラム仙台の不当利得に当たる。

(イ) 広報紙に係る経費（総番号416、424、430ないし468）

a 証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(a) 広報紙の作成に係る経費として合計1092万6527円が政務調査費から支出された。

(b) 上記広報紙のうち、補助参加人市民フォーラム仙台の広報紙は、補助参加人市民フォーラム仙台の基本政策の掲載を主とするものの、末尾の頁には、補助参加人市民フォーラム仙台所属議員個人の顔写真及び経歴等が掲載されている（丙F29、丙F30、丙F3

1, 丙F 3 4, 丙F 3 7, 丙F 3 9, 丙F 4 0, 丙F 4 4, 丙F 4 6, 丙F 4 8, 丙F 4 9, 丙F 5 1, 丙F 5 3, 丙F 5 5, 丙F 5 6, 丙F 5 7, 丙F 5 9, 丙F 6 0, 丙F 6 1, 丙F 6 6, 丙F 6 7)。

(c) 補助参加人市民フォーラム仙台所属の議員の広報紙には、議員の行った質疑内容のほか、補助参加人市民フォーラム仙台所属議員個人の顔写真及びプロフィール等が掲載されている(丙F 3 2, 丙F 3 3, 丙F 3 5, 丙F 3 8, 丙F 4 1, 丙F 4 2, 丙F 4 3, 丙F 4 5, 丙F 4 7, 丙F 5 0, 丙F 5 2, 丙F 5 4, 丙F 5 8, 丙F 6 2, 丙F 6 3, 丙F 6 4, 丙F 6 5)。

(d) 岡本議員の作成した「仙台市の被災状況と議員としての活動」と題する広報紙には、被災状況、復旧への課題等が掲載されており、議員個人の顔写真や経歴等は掲載されていない(丙F 3 6)。同広報紙の作成に係る経費として政務調査費から支出された額は、6万8670円である。

b 上記認定事実によれば、前記認定事実(b)及び(c)に係る広報紙には、補助参加人市民フォーラム仙台所属議員個人の顔写真及び経歴等が掲載されているところ、これらは、選挙に当たって市民が議員に関する情報を得るのに資するものであるとしても、市民が市政に関する情報を得るに当たっては、必ずしも必要不可欠な情報であるとは認められない。そうすると、会派及び議員が上記のような広報紙を作成、発行することは、市政に関する情報を市民に広報する調査研究活動としての側面を有する一方、上記認定に係る掲載内容を踏まえると、結果として、議員自身及びその活動実績をも市民に印象付けることによって支援者を獲得、保持するなどの選挙活動、後援会活動としての効果等を有することも、直ちに否定することはできない。

したがって、前記認定事実(b)及び(c)に係る広報紙の作成、発行は、市政に関する情報を市民に広報する調査研究活動としての側面を有するとともに、議員自身及びその活動実績をも市民に印象付けることによって支援者を獲得、保持するなどの選挙活動、後援会活動としての側面をも有すると認められ、その割合を算定することも困難である。

他方、前記認定事実(d)に係る広報紙(丙F36)には、被災状況及び復旧への課題等、専ら市政に関する情報が掲載されており、議員個人の顔写真及びプロフィールは掲載されていないことを踏まえると、前記認定事実(d)に係る広報紙(丙F36)の作成、発行は、専ら調査研究活動であると認められる。

したがって、上記支出のうち、前記認定事実(d)に係る広報紙(丙F36)に係る経費6万8670円を除く各支出の2分の1を超える額の合計である542万8925円が、本件用途基準に合致しない違法な支出であると認められ、補助参加人市民フォーラム仙台の不当利得に当たる。

(ウ) 研修会資料印刷代(総番号418, 420)

a 証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(a) 会派研修会における資料の印刷代9177円が政務調査費から支出された。

(b) 上記研修会においては、会派基本政策の検証と見直しが行われた(丙F28)

b 上記認定事実によれば、上記研修会は、補助参加人市民フォーラム仙台における会派基本政策の検証と見直しを行う内容のものであったことが認められる。そうすると、上記研究会への参加は、専ら調査研究活動であり、上記支出は、専ら調査研究活動に利用されたものと認められる。

これに対し、原告は、上記研究会への参加は、会派の意思統一のため

めの活動に当たるものであるから、調査研究活動以外の側面をも併せ持つものである旨主張する。

しかしながら、会派基本政策の検証と見直しは、市政に関する調査結果を踏まえてこれを市政に反映するための調査研究活動そのものであるから、調査研究活動以外の側面をも併せ持つものであるとは認められない。

したがって、上記支出が、調査研究活動以外の活動に利用されたことを推認させる一般的、外形的事実の存在を認めるに足りる的確な証拠はなく、原告の主張はその裏付けを欠く。

以上によれば、上記支出が、本件用途基準に合致しない違法な支出であるとは認められず、原告の主張は、採用することができない。

(エ) パネル作成費（総番号４２１）

a 証拠及び弁論の全趣旨によれば、補助参加人市民フォーラム仙台は、議会質問において示すため、アンケート結果等を記載した資料パネルを作成し、その作成費４７４８円が政務調査費から支出されたことが認められる（丙F１２０、丙F１２１）。

b 上記認定事実によれば、上記資料パネルには、アンケート結果等の調査研究活動の結果が記載されており、議会における質問の前提として示されたものであると認められる。そうすると、上記支出は、議会における質問の前提として、調査研究の結果を報告する資料パネルを作成するための経費として使用されたものであり、上記支出は、専ら議会活動の基礎となる調査研究活動のために利用されたものであると認められる。

これに対し、原告は、議会における質問それ自体については調査研究活動とは無関係である旨主張する。

しかしながら、上記支出は、議会における質問それ自体ではなく、

上記調査研究の結果を報告するものとして利用されたものであるから、上記支出は、議会活動の基礎となる調査研究活動のために利用されたものと認めるのが相当である。

したがって、上記支出が、調査研究活動以外の活動に利用されたことを推認させる一般的、外形的事実の存在を認めるに足りる的確な証拠はなく、原告の主張はその裏付けを欠く。

以上によれば、上記支出が、本件用途基準に合致しない違法な支出であるとは認められず、原告の主張は、採用することができない。

カ 広報広聴費（総番号４６９ないし６３２）

(ア) ホームページ維持管理費（総番号４６９，４７３，４７７，４８１，４８５，４９０，４９３，４９９，５０４，５０８，５１３，５２０）

a 証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(a) 会派のホームページの維持管理に係る経費として、合計１０万６１６８円が政務調査費から支出された。

(b) 上記ホームページには、会派ニュース、補助参加人市民フォーラム仙台所属議員の議会での質問予定のほか、補助参加人市民フォーラム仙台所属議員個人の顔写真等が掲載されている（丙F101）。

b 上記認定事実によれば、上記ホームページには、所属議員個人の顔写真等が掲載されているところ、これらは、選挙に当たって市民が議員に関する情報を得るのに資するものであるとしても、市民が市政に関する情報を得るに当たっては、必ずしも必要不可欠な情報であるとは認められない。そうすると、会派及び議員が上記のようなホームページを作成することは、市政に関する情報を市民に広報する調査研究活動としての側面を有する一方、上記認定に係る掲載内容を踏まえると、結果として、議員自身及びその活動実績をも市民に印象付けることによって支援者を獲得、保持するなどの選挙活動、後援会活動とし

ての効果等を有することも、直ちに否定することはできない。

したがって、上記広報紙の作成、発行は、市政に関する情報を市民に広報する調査研究活動としての側面を有するとともに、議員自身及びその活動実績をも市民に印象付けることによって支援者を獲得、保持するなどの選挙活動、後援会活動としての側面をも有すると認められ、その割合を算定することも困難である。

以上によれば、上記支出のうち各支出の2分の1を超える額の合計である5万1624円が、本件用途基準に合致しない違法な支出であると認められ、補助参加人市民フォーラム仙台の不当利得に当たる。

(イ) インターネット利用料（総番号470, 471, 474, 476, 478, 479, 482, 483, 486, 487, 491, 494, 495, 500, 501, 505, 507, 510, 511, 515, 516, 521, 522）

a 証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(a) 補助参加人市民フォーラム仙台の会派控室におけるインターネット利用料として合計9万6168円が政務調査費から支出された。

(b) 補助参加人市民フォーラム仙台においては、同代表であった日下議員作成に係る平成23年8月28日付け「会派控室の適切な使用について」と題する所属議員全員の申合せにより、会派控室を「1 各議員の後援会活動 2 各級の選挙活動 3 政党活動 4 その他、会派が不適切と判断した活動」に使用することを禁止している（丙F1）。

b インターネット利用料については、インターネットが幅広い目的に適宜使用されることを踏まえると、一般的、外形的な事実から、調査研究活動以外の活動にも利用されることが推認される。そうすると、上記支出についても、調査研究活動以外の活動にも利用されることが

推認される。

これに対し、被告らは、上記支出は、調査研究活動のみに利用されたものであると主張する。そして、上記認定事実によれば、補助参加人市民フォーラム仙台は、所属議員全員の申合せによって、会派控室を後援会活動、選挙活動及び政党活動に使用することを禁止していることが認められ、上記申合せ内容を踏まえると、会派控室は主に議員の調査研究活動のために利用されていたことがうかがわれる。

しかしながら、上記インターネットが使用された具体的な内容は明らかでない上、議員らが自らの判断に基づいて上記申合せによる区別をしていたにすぎず、補助参加人市民フォーラム仙台はホームページの維持管理を一律に専ら調査研究活動であると位置付けているものの、当該位置付けは、当裁判所の判断枠組みと必ずしも整合するものとはいえない。そうすると、被告らにおいて、上記支出に関し、調査研究活動のみに利用されたこと又は調査研究活動に利用された割合とそれ以外の活動に利用された割合について客観的資料に基づく反証がなされているとはいえない。

したがって、上記支出のうち各支出の2分の1を超える額の合計である4万8078円が、本件用途基準に合致しない違法な支出であると認められ、補助参加人市民フォーラム仙台の不当利得に当たる。

(ウ) ケーブルテレビ利用料（総番号472, 475, 480, 484, 488, 492, 496, 502, 506, 512, 518, 519）

a 証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(a) 補助参加人市民フォーラム仙台のケーブルテレビ利用料として合計2万8980円が政務調査費から支出された。

(b) ケーブルテレビにおいては、仙台市議会中継を視聴することができる（丙F100）。

(c) 補助参加人市民フォーラム仙台においては、同代表であった日下議員作成に係る平成23年8月28日付け「会派控室の適切な使用について」と題する所属議員全員の申合せにより、会派控室を「1 各議員の後援会活動 2 各級の選挙活動 3 政党活動 4 その他、会派が不適切と判断した活動」に使用することを禁止している（丙F1）。

b ケーブルテレビは、多様なコンテンツを提供しており、市政に関する情報を収集するための調査研究活動として利用することができるほか、娯楽目的等の調査研究活動以外の目的にも利用され得る。そうすると、上記支出は、上記のようなケーブルテレビを視聴するための経費であるという一般的、外形的な事実から、調査研究活動以外の活動にも利用されることが推認される。

しかしながら、補助参加人市民フォーラム仙台における会派控室の申合せ内容を踏まえると、会派控室は主に議員の調査研究活動のために利用されていたことがうかがわれ、しかも、複数の議員及び職員が執務する会派控室において、娯楽目的でケーブルテレビを利用していたとは考え難い。そうすると、上記支出が調査研究活動のみに利用されたことについて客観的資料に基づく反証がなされているというべきである。

したがって、上記支出が、本件用途基準に合致しない違法な支出であるとは認められず、原告の主張は採用することができない。

(エ) 広報紙に係る経費（総番号489, 497, 498, 503, 509, 514, 517, 527ないし632）

a 弁論の全趣旨によれば、広報紙の配布等に係る経費として合計1138万0186円が政務調査費から支出されたことが認められる。

b 補助参加人市民フォーラム仙台の広報紙に係る認定及び判断は、前



記オ(イ)記載のとおりである。

もつとも、上記支出のうち、前記オ(イ)a(d)記載の広報紙(丙F36)の配布に係る経費は明らかでない。

したがって、上記支出のうち各支出の2分の1を超える額の合計である569万0078円が、本件用途基準に合致しない違法な支出であると認められ、補助参加人市民フォーラム仙台の不当利得に当たる。

(オ) JAMP(時事通信社インターネット行財政情報モニター。以下「JAMP」という。)利用料(総番号523ないし526)

a 証拠及び弁論の全趣旨によれば、「官庁速報」などが掲載された行財政各種施策のデータベースであるJAMPの利用料として合計38万0100円が政務調査費から支出されたことが認められる(丙F69)。

b 上記認定事実によれば、上記支出は、「官庁速報」等の行財政各種施策を検索するために利用されたものであると認められる。そして、議員の調査研究活動は市政全般に及ぶものであるから、その対象は多岐にわたるものであり、その方法の選択に当たっても、政務調査費の意義に鑑みると、議員の自主性・自立性が尊重されるべきである。そうすると、「官庁速報」等の行財政各種施策に係る情報は、調査研究活動の対象に含まれるというべきであり、上記データ検索を利用することは調査研究活動の方法としても相当であるといえるから、上記支出も、調査研究活動に利用されたものであると認められる。

したがって、上記支出が、本件用途基準に合致しない違法な支出であるとは認められず、原告の主張は、採用することができない。

キ 人件費(総番号633ないし679)

(ア) 会派控室雇用職員に係る人件費(総番号633, 634, 637ないし639, 644, 646, 647, 649, 653ないし655)

a 証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(a) 補助参加人市民フォーラム仙台が会派控室において雇用する職員の人件費として合計91万2565円が政務調査費から支出された(丙F70, 丙F123)。

(b) 上記職員に係る会派雇用職員契約書の業務内容には「調査研究活動等の補助」と記載されているものの、上記職員が現に従事した具体的な業務内容は明らかでない(丙F70, 丙F123)。

b 会派及び議員が行う活動は、調査研究活動以外にも、政党活動、議会活動、選挙活動及び後援会活動等の多岐にわたるものであるから、会派及び議員に雇用された職員も調査研究活動以外の活動に相当程度従事していることが推認される。そうすると、上記支出については、議員に雇用される職員の人件費であるという一般的、外形的な事実から、調査研究活動以外の活動にも利用されることが推認される。

これに対し、被告らは、上記職員が従事した業務は専ら調査研究活動であって、上記支出は、調査研究活動のみに利用されたものであると主張する。

しかしながら、補助参加人市民フォーラム仙台が雇用した上記職員の具体的な業務内容は明らかでなく、補助参加人市民フォーラム仙台は広報紙の作成を一律に専ら調査研究活動であると位置付けているものの、当該位置付けは、当裁判所の判断枠組みと必ずしも整合するものとはいえない。そうすると、上記職員が調査研究活動以外の側面をも有する活動に従事していた可能性を否定することはできず、被告らにおいて、上記支出に関し、調査研究活動のみに利用されたこと又は調査研究活動に利用された割合とそれ以外の活動に利用された割合について客観的資料に基づく反証がなされているとはいえない。

したがって、上記支出のうち各支出の2分の1を超える額の合計である45万6282円が、本件用途基準に合致しない違法な支出であ

ると認められ、補助参加人市民フォーラム仙台の不当利得に当たる。

- (イ) 広報紙発送作業アルバイト代（総番号635, 640ないし643, 645, 648, 650ないし652, 656ないし679）
- a 証拠及び弁論の全趣旨によれば、補助参加人市民フォーラム仙台及び同所属の議員が広報紙発送作業のために雇用する職員の人件費として合計16万6260円が政務調査費から支出されたことが認められる（丙F71ないし89, 丙F91ないし99）。
- b 補助参加人市民フォーラム仙台の広報紙に係る経費に関する認定及び判断は、前記オ(イ)記載のとおりである。

もっとも、上記支出のうち、前記オ(イ)a(d)記載の広報紙（丙F36）の発送に係る経費は明らかでない。

したがって、上記支出のうち各支出の2分の1を超える額の合計である8万3130円が、本件用途基準に合致しない違法な支出であると認められ、補助参加人市民フォーラム仙台の不当利得に当たる。

- (ウ) 調査研究活動の補助に係るアルバイト代（総番号636）
- a 証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。
- (a) 補助参加人市民フォーラム仙台が会派控室において調査研究活動の補助のため雇用する職員の人件費として合計7500円が政務調査費から支出された（丙F90）。
- (b) 上記職員に係る賃金の領収書には「調査研究活動等の補助」と記載されているものの、上記職員が現に従事した具体的な業務内容は明らかでない（丙F90）。
- b 会派及び議員が行う活動は、調査研究活動以外にも、政党活動、議会活動、選挙活動及び後援会活動等の多岐にわたるものであるから、会派及び議員に雇用された職員も調査研究活動以外の活動に相当程度従事していることが推認される。そうすると、上記支出については、

議員に雇用される職員の人件費であるという一般的、外形的な事実から、調査研究活動以外の活動にも利用されることが推認される。

これに対し、被告らは、上記職員が従事した業務は専ら政務調査費に関する領収書整理という調査研究活動であって、上記支出は、調査研究活動のみに利用されたものであると主張する。

しかしながら、上記職員が従事した業務の内容は明らかでない。そうすると、被告らにおいて、上記支出に関し、調査研究活動のみに利用されたこと又は調査研究活動に利用された割合とそれ以外の活動に利用された割合について客観的資料に基づく反証がなされているとはいえない。

したがって、上記支出のうち各支出の2分の1を超える額の合計である3750円が、本件使途基準に合致しない違法な支出であると認められ、補助参加人市民フォーラム仙台の不当利得に当たる。

ク 事務費（総番号680ないし722）

(ア) 補助参加人市民フォーラム仙台に係る支出（総番号680ないし721）

a 証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(a) 会派控室で使用する事務用品の購入費及び通信費等合計49万6663円が政務調査費から支出された。

(b) 補助参加人市民フォーラム仙台においては、同代表日下富士夫議員作成に係る平成23年8月28日付け「会派控室の適切な使用について」と題する所属議員全員の申合せにより、会派控室を「1 各議員の後援会活動 2 各級の選挙活動 3 政党活動 4 その他、会派が不適切と判断した活動」に使用することを禁止している（丙F1）。

b 事務用品の購入費及び通信費については、事務用品及び通信が幅広

い目的に適宜使用されることを踏まえると、一般的、外形的な事実から、調査研究活動以外の活動にも利用されることが推認される。そうすると、上記支出についても、調査研究活動以外の活動にも利用されることが推認される。

これに対し、被告らは、上記支出は、調査研究活動のみに利用されたものであると主張する。そして、上記認定事実によれば、補助参加人市民フォーラム仙台は、所属議員全員の申合せによって、会派控室を後援会活動、選挙活動及び政党活動に使用することを禁止していることが認められ、上記申合せ内容を踏まえると、会派控室は主に議員の調査研究活動のために利用されていたことがうかがわれる。

しかしながら、上記事務用品等が使用された具体的な内容は明らかでない上、議員らが自らの判断に基づいて上記申合せによる区別をしていたにすぎず、補助参加人市民フォーラム仙台は、広報紙の作成を一律に専ら調査研究活動であると位置付けているものの、当該位置付けは、当裁判所の判断枠組みと必ずしも整合するものとはいえない。そうすると、被告らにおいて、上記支出に関し、調査研究活動のみに利用されたこと又は調査研究活動に利用された割合とそれ以外の活動に利用された割合について客観的資料に基づく反証がなされているとはいえない。

したがって、上記支出のうち各支出の2分の1を超える額の合計である24万8321円が、本件用途基準に合致しない違法な支出であると認められ、補助参加人市民フォーラム仙台の不当利得に当たる。

(イ) 渡辺公一議員に係る支出（総番号722）

a 証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(a) 補助参加人市民フォーラム仙台の発行する広報紙の郵送に係る経費として合計800円が政務調査費から支出された。

(b) 上記広報紙には、補助参加人市民フォーラム仙台の広報紙は、補助参加人市民フォーラム仙台の基本政策の掲載を主とするものの、末尾の頁には、所属議員個人の顔写真及び経歴等が掲載されている（丙F60、丙F61）。

b 補助参加人市民フォーラム仙台の広報紙に係る認定及び判断は、前記オイ記載のとおりである。

したがって、上記支出のうち各支出の2分の1を超える額の合計である400円が、本件用途基準に合致しない違法な支出であると認められ、補助参加人市民フォーラム仙台の不当利得に当たる。

ケ 小括

よって、補助参加人市民フォーラム仙台は、被告に対し、別紙17「認容額」の末尾記載の不当利得返還義務を負っているものと認められる。

(14) 補助参加人復興仙台

ア 調査研究費（旅費規程によるもの）（総番号723ないし755）

(ア) 原告は、旅費条例に基づいて支出された旅費のうち実費との差額である1割が違法であると主張するが、当該主張を採用することができないことは、前記1(3)において説示したとおりである。

(イ) 複数の議員による出張に係る旅費（総番号723ないし725）

a 証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(a) 補助参加人復興仙台所属の鈴木勇治議員、岡部恒司議員（以下「岡部議員」という。）、庄司俊充議員（以下「庄司議員」という。）、佐々木両道議員、柿沼敏万議員（以下「柿沼議員」という。）、渡辺博議員及び跡部薫議員（以下「跡部議員」という。）は、静岡県地震防災センターにおける防災啓発並びに千代田区立千代田図書館におけるコンシェルジュサービス及びWEB図書館について調査するため、1泊2日で静岡県及び東京都に出張し、その旅費として42万54

80円が政務調査費から支出された（丙G1）。

(b) 補助参加人復興仙台所属の鈴木勇治議員、岡部議員、庄司議員、橋本啓一議員（以下「橋本議員」という。）、佐々木両道議員、柿沼議員、高橋次男議員（以下「高橋議員」という。）及び跡部議員は、東京ガス磯子社宅における集合住宅版スマートハウスの実証試験の実地視察並びに浮島処理センターにおけるかわさきエコ暮らし未来館及びメガソーラー発電所を視察するため、1泊2日で神奈川県に出張し、その旅費として47万0700円が政務調査費から支出された（丙G1）。なお、かわさきエコ暮らし未来館の閉館時間は午後4時である。

(c) 補助参加人復興仙台所属の鈴木勇治議員、庄司議員、岡部議員、佐々木両道議員、渡辺博議員、高橋議員及び跡部議員は、千葉県柏市において、柏市議会常任委員会提案による「柏市空家等適正管理条例」の制定について調査するとともに、復興庁において、復興交付金及び国連防災世界会議の仙台市への誘致等について調査するため、1泊2日で千葉県及び東京都に出張し、その旅費として39万7080円が政務調査費から支出された（丙G1）。

b 上記認定事実によれば、上記支出は、防災啓発、公立図書館、スマートハウス、発電事業、条例、復興に関連する取組等を調査するための調査研究費として支出されたものであることが認められる。そして、議員の調査研究活動は市政全般に及ぶものであるから、その対象も多岐にわたるものであり、その方法の選択に当たっても、政務調査費の意義に鑑みると、議員の自主性・自律性が尊重されるべきである。そうすると、上記調査の内容は、いずれも調査研究活動の対象に含まれるというべきであり、上記各視察は、調査研究活動の方法としても相当であるといえるから、上記支出は、調査研究活動として利用された

ものであると認めるのが相当である。

これに対し、原告は、複数の議員による視察は、調査研究活動との合理的関連性を欠き、懇親目的や観光目的が併存することを推認させ、また、上記認定事実(b)に係る出張については仙台市からの交通事情に鑑みると1泊2日で行う必要はない旨主張する。

しかしながら、調査研究活動の方法の選択に当たっては、議員の自主性・自律性が尊重されるべきであるところ、複数の議員による視察及び共通認識を踏まえた意見交換によって、多角的視点に基づく意見を会派の政策に反映させることができること等を踏まえると、調査研究活動との合理的関連性を欠くものとは認められない。また、上記認定事実(b)に係る出張についても、議員らが神奈川県内の複数の施設を視察していること及び視察先の施設の閉館時間に鑑みると、1泊2日で行ったことが調査研究活動との合理的関連性を欠くものとは認められない。

したがって、上記支出が、調査研究活動以外の活動に利用されたことを推認させる一般的、外形的事実の存在を認めるに足りる的確な証拠はなく、原告の主張はその裏付けを欠く。

以上によれば、上記支出が、本件用途基準に合致しない違法な支出であるとは認められず、原告の主張は、採用することができない。

(ウ) 跡部議員に係る旅費（総番号727）

- a 証拠及び弁論の全趣旨によれば、跡部議員は、仙台市及び仙台市商工会議所が主催した「2013仙台の夕べ」において、企業誘致のシティセールスや観光行政等についての意見交換を行い、横浜市役所において、横浜市の子ども子育て施策について調査するため、1泊2日で東京都及び神奈川県に出張し、その旅費として5万2430円が政務調査費から支出されたことが認められる（丙G2）。



b 上記認定事実によれば、上記支出は、企業誘致のシティセールス、観光行政及び子ども子育て施策等を調査するための調査研究費として支出されたものであることが認められる。そして、議員の調査研究活動は市政全般に及ぶものであるから、その対象も多岐にわたるものであり、その方法の選択に当たっても、政務調査費の意義に鑑みると、議員の自主性・自律性が尊重されるべきである。そうすると、上記調査の内容は、いずれも調査研究活動の対象に含まれるというべきであり、上記視察は、調査研究活動の方法としても相当であるといえるから、上記支出は、調査研究活動として利用されたものであると認めるのが相当である。

したがって、上記支出が、調査研究活動以外の活動に利用されたことを推認させる一般的、外形的事実の存在を認めるに足りる的確な証拠はなく、原告の主張はその裏付けを欠く。

以上によれば、上記支出が、本件用途基準に合致しない違法な支出であるとは認められず、原告の主張は、採用することができない。

(エ) 岡部議員に係る旅費（総番号731）

a 証拠及び弁論の全趣旨によれば、岡部議員は、仙台市及び仙台市商工会議所が主催した「2013仙台の夕べ」において、企業誘致のシティセールスや観光行政等についての意見交換を行うため、東京都に出張し、その旅費として3万1600円が政務調査費から支出されたことが認められる（丙G3）。

b 上記認定事実によれば、上記支出は、企業誘致のシティセールス等を調査するための調査研究費として支出されたものであることが認められる。そして、議員の調査研究活動は市政全般に及ぶものであるから、その対象も多岐にわたるものであり、その方法の選択に当たっても、政務調査費の意義に鑑みると、議員の自主性・自律性が尊重され

るべきである。そうすると、上記調査の内容は、いずれも調査研究活動の対象に含まれるというべきであり、上記視察は、調査研究活動の方法としても相当であるといえるから、上記支出は、調査研究活動として利用されたものであると認めるのが相当である。

したがって、上記支出が、調査研究活動以外の活動に利用されたことを推認させる一般的、外形的事実の存在を認めるに足りる的確な証拠はなく、原告の主張はその裏付けを欠く。

以上によれば、上記支出が、本件用途基準に合致しない違法な支出であるとは認められず、原告の主張は、採用することができない。

(オ) 柿沼議員に係る旅費（総番号732, 726, 737, 738）

a 証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(a) 柿沼議員は、京都水族館において、施設運営及び波及効果等について調査するため、1泊2日で京都府に出張し、その旅費として2万0880円が政務調査費から支出された（丙G4）。

(b) 柿沼議員は、すみだ水族館において、施設運営及び夜間の来場者実態等について調査するため、1泊2日で東京都に出張し、その旅費として5万1460円が政務調査費から支出された（丙G4）

(c) 柿沼議員は、仙台市及び仙台市商工会議所が主催した「2013仙台の夕べ」において、企業誘致のシティセールスや観光行政等についての意見交換を行うため、1泊2日で東京都に出張し、その旅費として5万1460円が政務調査費から支出された（丙G4）。

(d) 柿沼議員は、池袋防災館における防災啓発等及び横浜八景島シーパラダイスにおける施設運営等について調査するため、1泊2日で東京都及び神奈川県に出張し、その旅費として5万2430円が政務調査費から支出された（丙G4, 79）。横浜八景島シーパラダイスでは、出張2日目の午後4時から2時間以上にわたり、株式会社

八景島の代表取締役による施設案内及び仙台うみの杜水族館の運営等に関する説明が行われた。

- b 上記認定事実によれば、上記支出は、水族館の施設運営及び来場者の実態並びに企業誘致のシティセールス及び観光行政等を調査するための調査研究費として支出されたものであることが認められる。そして、議員の調査研究活動は市政全般に及ぶものであるから、その対象も多岐にわたるものであり、その方法の選択に当たっても、政務調査費の意義に鑑みると、議員の自主性・自律性が尊重されるべきである。そうすると、上記調査の内容は、いずれも調査研究活動の対象に含まれるというべきであり、上記視察は、調査研究活動の方法としても相当であるといえるから、上記支出は、調査研究活動として利用されたものであると認めるのが相当である。

これに対し、原告は、上記認定事実(b)及び(d)に係る出張について、仙台市からの交通事情に鑑みると1泊2日で行う必要はない旨主張する。

しかしながら、調査研究活動の方法の選択に当たって、議員の自主性・自律性が尊重されることは上記説示したとおりであるところ、上記認定事実(b)につき夜間来場者の実態等について調査をしていること、上記認定事実(d)につき県をまたいで2か所の施設を視察していることを踏まえると、調査研究活動との合理的関連性を欠くものと認めることはできない。

したがって、上記支出が、調査研究活動以外の活動に利用されたことを推認させる一般的、外形的事実の存在を認めるに足りる的確な証拠はなく、原告の主張はその裏付けを欠く。

以上によれば、上記支出が、本件用途基準に合致しない違法な支出であるとは認められず、原告の主張は、採用することができない。

(カ) 高橋議員に係る旅費（総番号745, 746）

a 証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(a) 高橋議員は、仙台市及び仙台市商工会議所が主催した「2013 仙台の夕べ」において、企業誘致のシティセールスや観光行政等についての意見交換を行うため、1泊2日で東京都に出張し、その旅費として5万1460円が政務調査費から支出された（丙G5）。

(b) 高橋議員は、しながわ水族館及び横浜八景島シーパラダイスにおける施設運営等について調査するため、1泊2日で東京都及び神奈川県に出張し、その旅費として5万2430円が政務調査費から支出された（丙G5, 丙G80）。横浜八景島シーパラダイスでは、出張2日目の午後4時から2時間以上にわたり、株式会社八景島の代表取締役による施設案内及び仙台うみの杜水族館の運営等に関する説明が行われた。

b 上記認定事実によれば、上記支出は、企業誘致のシティセールス、観光行政及び水族館の施設運営等を調査するための調査研究費として支出されたものであることが認められる。そして、議員の調査研究活動は市政全般に及ぶものであるから、その対象も多岐にわたるものであり、その方法の選択に当たっても、政務調査費の意義に鑑みると、議員の自主性・自律性が尊重されるべきである。そうすると、上記調査の内容は、いずれも調査研究活動の対象に含まれるというべきであり、上記視察は、調査研究活動の方法としても相当であるといえるから、上記支出は、調査研究活動として利用されたものであると認めるのが相当である。

これに対し、原告は、上記認定事実(b)に係る出張について、仙台市からの交通事情に鑑みると1泊2日で行う必要はない旨主張する。

しかしながら、調査研究活動の方法の選択に当たって、議員の自主

性・自律性が尊重されることは上記説示したとおりであるところ、上記認定事実(b)に係る出張については、県をまたいで2か所の施設を視察していることを踏まえると、調査研究活動との合理的関連性を欠くものと認めることはできない。

したがって、上記支出が、調査研究活動以外の活動に利用されたことを推認させる一般的、外形的事実の存在を認めるに足りる的確な証拠はなく、原告の主張はその裏付けを欠く。

以上によれば、上記支出が、本件用途基準に合致しない違法な支出であるとは認められず、原告の主張は、採用することができない。

(キ) 渡辺博議員に係る旅費（総番号751ないし754）

a 証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(a) 渡辺博議員は、愛知県西尾市における広聴活動、行政支援及び被災地の経験の活用、名古屋市における国際交流事業、豊田市におけるものづくり政策及び北名古屋市におけるホリデー教育について調査するため、3泊4日で愛知県に出張し、その旅費として11万7020円が政務調査費から支出された（丙G6）。

(b) 渡辺博議員は、仙台市及び仙台市商工会議所が主催した「2013仙台の夕べ」において、企業誘致のシティセールスや観光行政等についての意見交換を行うため、1泊2日で東京都に出張し、その旅費として5万2430円が政務調査費から支出された（丙G6）。

(c) 渡辺博議員は、横浜八景島シーパラダイスにおける施設運営等及び東京都新宿区役所における暴力団排除条例の制定経過等について調査するため、1泊2日で神奈川県及び東京都に出張し、その旅費として5万2430円が政務調査費から支出された（丙G6、丙G81）。横浜八景島シーパラダイスでは、出張1日目の午後4時から2時間以上にわたり、株式会社八景島の代表取締役による施設

案内及び仙台うみの杜水族館の運営等に関する説明が行われた。

(d) 渡辺博議員は、海遊館における施設運営等及び大阪市教育委員会における教育改革等について調査するため、1泊2日で大阪府に出張し、その旅費として8万2340円が政務調査費から支出された(丙G6)。

b 上記認定事実によれば、上記支出は、各地方地自体の取組、仙台市の企業誘致のシティセールス及び水族館の施設運営等を調査するための調査研究費として支出されたものであることが認められる。そして、議員の調査研究活動は市政全般に及ぶものであるから、その対象も多岐にわたるものであり、その方法の選択に当たっても、政務調査費の意義に鑑みると、議員の自主性・自律性が尊重されるべきである。そうすると、上記調査の内容は、いずれも調査研究活動の対象に含まれるというべきであり、上記視察は、調査研究活動の方法としても相当であるといえるから、上記支出は、調査研究活動として利用されたものであると認めるのが相当である。

これに対し、原告は、上記認定事実(c)に係る出張について、仙台市からの交通事情に鑑みると1泊2日で行う必要はない旨主張する。

しかしながら、調査研究活動の方法の選択に当たって、議員の自主性・自律性が尊重されることは上記説示したとおりであるところ、上記認定事実(c)に係る出張については、県をまたいで2か所の施設を視察していることを踏まえると、調査研究活動との合理的関連性を欠くものと認めることはできない。

したがって、上記支出が、調査研究活動以外の活動に利用されたことを推認させる一般的、外形的事実の存在を認めるに足りる的確な証拠はなく、原告の主張はその裏付けを欠く。

以上によれば、上記支出が、本件用途基準に合致しない違法な支出

であるとは認められず、原告の主張は、採用することができない。

イ 研修費（旅費規程によるもの）（総番号756）

原告は、旅費条例に基づいて支出された旅費のうち実費との差額である1割が違法であると主張するが、当該主張を採用することができないことは、前記1(3)において説示したとおりである。

ウ 研修費（会費その他）（総番号757ないし792）

(ア) カフィロス会に係る経費

a 証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(a) 橋本議員は、カフィロス会に参加し、会費として合計12万円が政務調査費から支出された（丙G7）。

(b) カフィロス会は、仙台市のまちづくりに寄与する目的で結成され、建設業、コンサルタント業及びグラフィック業等の都市整備に関わるメンバーによって構成され、講演会の開催、現地視察調査及び他都市における情報収集活動を定期的に行っている団体である。同会において、「PPP事業拡大への取組」、「津波避難時の道路施設活用及び早期道路啓開に関する実証実験の事例の紹介」、「東日本大震災から2年復興最前線の現状」、「社会資本メンテナンス元年への対応」と題する講演が行われた。（丙G7）

b 上記認定事実によれば、カフィロス会においては、PPP事業、災害対策及び社会資本など仙台市の街づくりに関する講演が行われたことが認められる。そして、議員の調査研究活動は市政全般に及ぶものであるから、その対象も多岐にわたるものであり、その方法の選択に当たっても、政務調査費の意義に鑑みると、議員の自主性・自律性が尊重されるべきである。そうすると、上記講演の内容は、いずれも調査研究活動の対象に含まれるというべきであり、カフィロス会への参加は、調査研究活動の方法としても相当であるといえるから、上記支

出は、調査研究活動として利用されたものであると認めるのが相当である。

これに対し、原告は、カフィロス会が事業者等を主たる構成員としていることからすると、同会への参加は、集票力のある事業者等と知り合うことをも目的としているから、調査研究活動以外の活動の側面をも有するものである旨主張する。

しかしながら、カフィロス会への参加が調査研究活動の対象及び方法の選択として相当であることは上記認定したとおりであり、他の会員と面識を深める機会があり得ることを考慮しても、当該事実のみをもって調査研究活動以外の活動の側面をも有すると認めることはできない。

したがって、上記支出が、調査研究活動以外の活動に利用されたことを推認させる一般的、外形的事実の存在を認めるに足りる的確な証拠はなく、原告の主張はその裏付けを欠く。

以上によれば、上記支出が、本件用途基準に合致しない違法な支出であるとは認められず、原告の主張は、採用することができない。

(イ) 宮城環境グリーン研究会に係る経費

a 証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(a) 橋本議員は、宮城環境グリーン研究会に参加し、会費として合計6万円が政務調査費から支出された（丙G7）。

(b) 宮城環境グリーン研究会は、自然環境の在り方、ごみ、リサイクル及び環境再生を考えていくことを目的に立ち上げられた団体であり、環境に関わるNPOや民間事業者によって構成され、講演会、研究会及び意見交換会を開催している。宮城環境グリーン研究会において、「環境経営が企業を変える」、「政策金融制度と震災復興への課題」、「挑戦なきして会社の発展なし 会社の発展なきして社員の幸せなし」と題する講演が行われたほか、従業員とのコミュニケー



ションに関する講演や、高齢者の生き方等に関する講演が行われた。

(丙G7, 甲G6ないし8)

- b 上記認定事実によれば、宮城環境グリーン研究会においては、自然環境、企業の取組及び高齢者等を内容とする講演が行われたことが認められる。そして、議員の調査研究活動は市政全般に及ぶものであるから、その対象も多岐にわたるものであり、その方法の選択に当たっても、政務調査費の意義に鑑みると、議員の自主性・自律性が尊重されるべきである。そうすると、上記講演の内容は、いずれも調査研究活動の対象に含まれるというべきであり、宮城環境グリーン研究会への参加は、調査研究活動の方法としても相当であるといえるから、上記支出は、調査研究活動として利用されたものであると認めるのが相当である。

これに対し、原告は、宮城環境グリーン研究会においては自己啓発を内容とする講演も行われていることから、調査研究活動以外の活動の側面をも有するものである旨主張する。

しかしながら、同研究会において、従業員とのコミュニケーションに関する講演や、高齢者の生き方等に関する講演が行われたことを踏まえても、上記講演は、全体として、企業における人材確保の取組や高齢者の社会参加等の調査研究活動と合理的関連性を有するものであると認めるのが相当である。

したがって、上記支出が、調査研究活動以外の活動に利用されたことを推認させる一般的、外形的事実の存在を認めるに足りる的確な証拠はなく、原告の主張はその裏付けを欠く。

以上によれば、上記支出が、本件用途基準に合致しない違法な支出であるとは認められず、原告の主張は、採用することができない。

- (ウ) 青葉地域活性化フォーラムに係る経費

- a 証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。
- (a) 橋本議員は、青葉地域活性化フォーラムに参加し、会費として合計12万円が政務調査費から支出された（丙G7）。
  - (b) 青葉地域活性化フォーラムは、地域の経済発展について考える団体として結成され、機械メーカー、小売業及びリース業等の民間事業者によって構成され、定期的に勉強会や意見交換会を開催している。青葉地域活性化フォーラムにおいて、「高齢者のためのサービスはわかり」、 「災害情報の流通と利活用の推進」、 「仙台経済ステップアッププラン」と題する講演が行われた（丙G7）。
- b 上記認定事実によれば、青葉地域活性化フォーラムにおいては、高齢者福祉、災害対策、地域経済等に関する講演が行われたことが認められる。そして、議員の調査研究活動は市政全般に及ぶものであるから、その対象も多岐にわたるものであり、その方法の選択に当たっても、政務調査費の意義に鑑みると、議員の自主性・自律性が尊重されるべきである。そうすると、上記講演の内容は、いずれも調査研究活動の対象に含まれるというべきである。

これに対し、原告は、青葉地域活性化フォーラムが事業者等を主たる構成員としていることからすると、青葉地域活性化フォーラムへの参加は、集票力のある事業者等と知り合うことをも目的としているから、調査研究活動以外の活動の側面をも有するものである旨主張する。

しかしながら、青葉地域活性化フォーラムへの参加が調査研究活動の対象及び方法の選択として相当であることは上記認定したとおりであり、他の会員と面識を深める機会があり得ることを考慮しても、当該事実のみをもって調査研究活動以外の活動の側面をも有すると認めることはできない。

したがって、上記支出が、調査研究活動以外の活動に利用されたこ

とを推認させる一般的、外形的事実の存在を認めるに足りる的確な証拠はなく、原告の主張はその裏付けを欠く。

以上によれば、上記支出が、本件用途基準に合致しない違法な支出であるとは認められず、原告の主張は、採用することができない。

エ 会議費（総番号793）

(ア) 証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

a 橋本議員は、南中山市民センターにおいて、地域スポーツ代表者らが集まる集会を主催し、その経費として1500円が政務調査費から支出された（丙G8）。

b 橋本議員は、上記集会において、長命ヶ丘、泉ビレジ地区、南中山地区、北中山地区、上谷刈地区の住民20名程度が集まり、体育振興会、中高年グランドゴルフ、中高年ソフトボール、少年サッカースポーツ少年団関係者から、各団体の現状、課題及び取組を聴取するとともに、仙台市の助成制度や支援の取組に関する情報提供を行った（丙G8）。

(イ) 上記認定事実によれば、上記集会は、地域のスポーツの振興という観点から、市民から市政に関する要望等を収集するために行われたものであると認められる。そして、議員の調査研究活動は市政全般に及ぶものであるから、その対象も多岐にわたるものであり、その方法の選択に当たっても、政務調査費の意義に鑑みると、議員の自主性・自律性が尊重されるべきである。そうすると、上記調査の内容は、調査研究活動の対象に含まれるというべきであり、上記集会を開催することは、調査研究活動の方法としても相当であり、その経費も社会通念上相当な範囲を逸脱しているとは認められないから、上記支出は、調査研究活動として利用されたものであると認めるのが相当である。

したがって、上記支出が、調査研究活動以外の活動に利用されたこと

を推認させる一般的、外形的事実の存在を認めるに足りる的確な証拠はなく、原告の主張はその裏付けを欠く。

以上によれば、上記支出が、本件用途基準に合致しない違法な支出であるとは認められず、原告の主張は、採用することができない。

オ 資料作成費（総番号794ないし826）

(ア) 補助参加人復興仙台に係る支出（総番号794ないし803）

a 証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(a) 補助参加人復興仙台の会派控室におけるインターネット利用料として合計2万3855円が支出された（丙G9）。

(b) 補助参加人復興仙台は、平成23年9月1日付け「会派確認事項」と題する会派議員全員の申合せにおいて、会派控室における会派備品の使用について、「会派に備えてある、電話、机、イス、テレビ、パソコン、インターネットなどは控室で利用すること。政治活動、後援会活動等の利用は禁止いたします。」、会派控室での禁止事項について、「後援会活動、選挙活動の一切を禁ずる」、「会派内において個人的業務の依頼を一切禁ずる」と規定し、会派控室におけるインターネットの政治活動、後援会活動等への利用を禁ずる旨申し合わせている（丙G9）。

b インターネット利用料については、インターネットが幅広い目的に適宜使用されることを踏まえると、一般的、外形的な事実から、調査研究活動以外の活動にも利用されることが推認される。そうすると、上記支出についても、調査研究活動以外の活動にも利用されることが推認される。

これに対し、被告らは、上記支出は、調査研究活動のみに利用されたものであると主張する。そして、上記認定事実によれば、補助参加人復興仙台における議員全員の申合せとして、会派控室のインターネ

ットを政治活動及び後援会活動等に利用することを禁じていることが認められ、上記申合せ内容を踏まえると、会派控室は主に議員の調査研究活動のために利用されていたことがうかがわれる。

しかしながら、上記インターネットが使用された具体的な業務内容は明らかでなく、議員らが自らの判断に基づいて上記申合せによる区別をしていたにすぎず、補助参加人復興仙台はホームページや広報紙の作成を一律に専ら調査研究活動と位置付けているものの、当該位置付けは、当裁判所の判断枠組みと必ずしも整合するものとはいえない。そうすると、被告らにおいて、上記支出に関し、調査研究活動のみに利用されたこと又は調査研究活動に利用された割合とそれ以外の活動に利用された割合について客観的資料に基づく反証がなされているとはいえない。

したがって、上記支出のうち各支出の2分の1を超える額の合計である1万1927円が、本件用途基準に合致しない違法な支出であると認められ、補助参加人復興仙台の不当利得に当たる。

- (イ) 佐々木両道議員に係る支出（総番号804ないし810）
- a 証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。
    - (a) 佐々木両道議員は、集会（市政報告会）を開催し、同集会において配布する参考資料の印刷代として合計148万0300円が政務調査費から支出された（丙G10）。
    - (b) 上記参考資料は、指定都市の課題や現状、あすと長町都市計画の進行状況、地域防災計画及び災害復興等を内容とするものであり、議員個人の顔写真や経歴等の記載は含まれていない（丙G10）。
  - b 上記認定事実によれば、上記集会は、市民に対して、指定都市の課題や現状、あすと長町都市計画の進行状況、地域防災計画及び災害復興等に関して広報するために行われたものであると認められる。そし

て、議員の調査研究活動は市政全般に及ぶものであるから、その対象も多岐にわたるものであり、その方法の選択に当たっても、政務調査費の意義に鑑みると、議員の自主性・自律性が尊重されるべきである。そうすると、上記集会の内容は、調査研究活動の対象に含まれるというべきであり、上記集会を開催し、上記参考資料を配布することは、調査研究活動の方法としても相当であるから、上記支出は、調査研究活動として利用されたものであると認めるのが相当である。

したがって、上記支出が、調査研究活動以外の活動に利用されたことを推認させる一般的、外形的事実の存在を認めるに足りる的確な証拠はなく、原告の主張はその裏付けを欠く。

以上によれば、上記支出が、本件用途基準に合致しない違法な支出であるとは認められず、原告の主張は、採用することができない。

(ウ) 鈴木勇治議員に係る支出（総番号 8 1 1 ないし 8 2 2）

a 証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(a) 鈴木勇治議員は、定例会における質問回答作成のために収集資料をコピーし、そのコピー代として合計 1 万 6 6 2 0 円が政務調査費から支出された（丙 G 1 1）。

(b) 鈴木勇治議員は、コピー機を 2 台保有しており、政務調査専用のコピー機と政務調査以外の用途で使用するコピー機とを区別しているところ、上記コピー代は、政務調査活動専用のコピー機に係る経費である（丙 G 1 1）。

b コピー代については、コピー機が幅広い目的に適宜使用されることを踏まえると、一般的、外形的事実から、調査研究活動以外の活動にも利用されることが推認される。そうすると、上記支出についても、調査研究活動以外の活動にも利用されることが推認される。

しかしながら、上記認定事実によれば、上記支出は、定例会におけ

る質問回答作成のための収集資料のコピー代として使用されたのであるから、専ら議会活動の基礎となる調査研究活動のために利用されたものであると認められ、上記推認を覆す反証がなされているというべきである。

これに対し、原告は、上記コピー代の支出時期が定例会の開催時期よりも後であることから、上記コピー代が定例質問回答作成のための収集資料のコピー代として使用されたものであるとは考えられない旨主張する。

しかしながら、コピーの使用時期とコピー代の支出時期は必ずしも一致するものではないことを踏まえると、原告の上記主張は憶測の域を出ず、これを採用することができない。

したがって、上記支出が、本件用途基準に合致しない違法な支出であるとは認められず、原告の主張は、採用することができない。

(エ) 高橋議員に係る支出（総番号 823）

a 証拠及び弁論の全趣旨によれば、高橋議員は、決算等審査特別委員会において示すため、津波情報伝達主導起動装置の画像等を内容とする資料パネルを作成し、その作成費として4万7250円が政務調査費から支出されたことが認められる（丙G12、丙G44）。

b 上記認定事実によれば、上記資料パネルには、津波情報伝達主導起動装置の画像等が記載されており、議会における質問の前提として示されたものであると認められる。そうすると、上記支出は、議会における質問の前提として、調査研究の結果を報告するための経費として使用されたものであるから、上記支出は、専ら議会活動の基礎となる調査研究活動のために利用されたものであると認められる。

これに対し、原告は、上記作成費の支出時期が上記決算等審査特別委員会の開催時期よりも後であることから、上記作成費が決算等審査

特別委員会で使用する資料パネルを作成するための経費として使用されたものであるとは考えられない旨主張する。

しかしながら、資料パネルの納品日とその作成費の支出時期は必ずしも一致するものではないことを踏まえると、原告の上記主張は憶測の域を出ず、これを採用することができない。

したがって、上記支出が、調査研究活動以外の活動に利用されたことを推認させる一般的、外形的事実の存在を認めるに足りる的確な証拠はなく、原告の主張はその裏付けを欠く。

以上によれば、上記支出が、本件用途基準に合致しない違法な支出であるとは認められず、原告の主張は、採用することができない。

(オ) 橋本議員に係る支出（総番号 824 ないし 826）

a 証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(a) 橋本議員の発行する広報紙の印刷代及び発送代として合計 127 万 3364 円が政務調査費から支出された（丙 G 13）。

(b) 上記広報紙は、市議会における橋本議員の質疑の内容のほか、橋本議員個人の顔写真及びプロフィール等が掲載されている（丙 G 13）。

b 上記認定事実によれば、上記広報紙には、橋本議員個人の顔写真及びプロフィール等が掲載されているところ、これらは、選挙に当たって市民が議員に関する情報を得るのに資するものであるとしても、市民が市政に関する情報を得るに当たっては、必ずしも必要不可欠な情報であるとは認められない。そうすると、党派及び議員が上記のような広報紙を作成、発行することは、市政に関する情報を市民に広報する調査研究活動としての側面を有する一方、上記認定に係る掲載内容を踏まえると、結果として、議員自身及びその活動実績をも市民に印象付けることによって支援者を獲得、保持するなどの選挙活動、後援



会活動としての効果等を有することも、直ちに否定することはできない。

したがって、上記広報紙の作成、発行は、市政に関する情報を市民に広報する調査研究活動としての側面を有するとともに、議員自身及びその活動実績をも市民に印象付けることによって支援者を獲得、保持するなどの選挙活動、後援会活動としての側面をも有すると認められ、その割合を算定することも困難である。

以上によれば、上記支出のうち各支出の2分の1を超える額の合計である63万6681円が、本件用途基準に合致しない違法な支出であると認められ、補助参加人復興仙台の不当利得に当たる。

カ 資料購入費（総番号827ないし840）

（ア）補助参加人復興仙台に係る支出（総番号827ないし838）

a 『JR時刻表』に係る経費

(a) 証拠及び弁論の全趣旨によれば、補助参加人復興仙台は、電車、バス及び航空ダイヤの記載された書籍であり、調査研究活動のための移動経路を検索するために、『JR時刻表』を購入し、同購入費として合計1万3800円が政務調査費から支出されたことが認められる（丙G14）。

(b) 時刻表の購入費については、時刻表が、様々な目的の出張の移動経路を検索するため適宜使用されることを踏まえると、一般的、外形的な事実から、調査研究活動以外の活動にも利用されることが推認される。そうすると、上記支出についても、調査研究活動以外の活動にも利用されることが推認される。

これに対し、被告らは、上記支出は、調査研究活動のみに利用されたものであると主張する。

しかしながら、被告らにおいて、上記支出に関し、調査研究活動